

令和 8 年度 第 1 回

前 橋 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

議 事 録

日時 令和 8 年 8 月 2 7 日 (木)

午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 3 5 分

場所 前橋市役所 1 1 階 北会議室

前橋市国民健康保険運営協議会

出席委員等

1 出席委員（12名）

(1) 被保険者代表

青木由紀子委員、小畑輝代委員、田中敏弘委員、森本洋子委員

(2) 保険医・保険薬剤師代表

家崎桂吾委員、佐藤岳彦委員、村上芳弘委員

(3) 公益代表

相澤茂委員、岡田佳子委員、松澤正幸委員、八十田晶子委員

(4) 被用者保険代表

宮田圭一郎委員

2 欠席委員（2名）

細内康男委員（保険医・保険薬剤師代表）、濱愛子委員（被用者保険代表）

3 事務局

持田健康部長、生方国民健康保険課長、小林管理係長、柴崎賦課係長、黒柳国保医療係長、上柿副主任、須永副主任、相川主事

4 傍聴人 0名

5 議 事

(1) 報告事項

ア 令和7年度前橋市国民健康保険特別会計決算報告について

イ 令和8年度前橋市国民健康保険特別会計予算について

ウ 今後の税率改正等について

(2) その他

議 事 内 容

1 開 会 生方国民健康保険課長（進行役）

進行役（生方国民健康保険課長）より、本協議会は協議会規則第8条の規定に基づき、公開となる旨、了承を求めた。引き続いて成立要件の確認が行われ、委員12名の出席により、協議会規則第5条の規定に基づき、本協議会が成立していることが報告された。

なお、開会に先立ち、進行役より政谷博美委員から宮田圭一郎委員への改選が報告され、宮田委員が自己紹介を行った。

2 議 事

協議会規則第6条の規定に基づき、相澤会長が議長となり議事を進行した。

なお、審議に先立ち、会長から協議会規則第9条に基づき、2名の議事録署名人（被保険者代表から小畑輝代委員、被用者保険代表から宮田圭一郎委員）が指名された。

(1) 報告事項について

事務局より、「報告事項」に基づき説明した。

ア 令和7年度前橋市国民健康保険特別会計決算報告について

【事務局説明：小林管理係長】

報告事項アからウまで3件続けて報告させていただきます。

報告事項、ア「令和7年度前橋市国民健康保険特別会計決算報告について」ご説明申し上げます。

令和7年度決算の概要について、歳入総額325億9千万円、歳出総額321億円となり、形式収支は約4億9千万円の黒字となった。主な要因としては、令和7年度の税率改正により国民健康保険税収入が増加したこと、また保険給付費が見込みを下回ったことによるものである。この結果、決算剰余金のうち4億8千万円を基金へ積み立てることとし、基金残高は前年度の8億9千万円から13億1千万円へ増加した。

次に、(1) 令和7年度決算総括表について、資料の表左側が歳入科目で左から4列目が令和7年度決算額になっている。主なものとしては、01 款国民健康保険税 69 億 6,800 万円である。被保険者数は減少しているものの、令和7年度の税率改正の影響により、前年度と比較して約6億9千万円増加しており、また、現計予算に対しても2億2,400万円の増となっている。なお、資料にはない補足情報として、国保税の収納率については、現年課税分で96.31%、滞納繰越分は32.13%、合計では91.06%となっており、前年度の合計90.42%と比べ、0.64%上昇している。次に、04 款県支出金 226 億 4,200 万円である。現計予算と比較すると12億1,600万円の減であるが、これは保険給付費の実績が見込みを下回ったため、それに連動する普通交付金も減少したことによるものである。続いて、06 款繰入金 28 億 2,200 万円である。収支の均衡を図るため、そのうち基金から6,200万円を取り崩し、歳入に繰り入れた。表の最下段歳入合計Aの令和7年度決算額は、325億8,900万円で、現計予算と比較すると、10億1,500万円の減となっている。

続いて、表の右側が歳出科目で、右から2列目が令和7年度決算額になっている。主なものとして、02 款保険給付費 219 億 7,800 万円である。現計予算と比較すると、12億8,300万円の減となっている。主な要因としては、被保険者数の減少に伴い療養給付費が見込みを下回ったことによるものである。歳出合計Bの決算額は、321億200万円で、現計予算と比較すると、15億200万円の減となっている。表右側の最下段、歳入歳出差引額である形式収支は4億8,755万円となった。このうち4億8千万円を基金へ積み立て、755万円を翌年度へ繰り越すこととする。その結果、決算剰余金処分後の基金残高は8億9,100万円から13億1,200万円となり、前年度比4億2,100万円の増となった。

(2) 国保特会基金残高の動きについては、平成30年度以降の推移をグラフで示している。平成30年度から令和元年度にかけては、8億1,600万円減少している。これは都道府県化による制度移行の影響によるものである。それ以降令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えの影響を受けた令和3年度を除き、概ね毎年2億円程度の基金減少となっている。コロナ禍が明けた令和5年度には大きく7億4,600万円の減少、令和6年度は2億4,700万円の減少となったが、令和7年度は4億2,100万円の増加となった。令和6年度から令和7年度の基金が大きく増加した要因については、税率改正による国保税収入の増加の影響が大きく、税率改正時の見込み残高を上回る増加となった。

令和7年度は税率改正により収支が改善し、基金残高も増加したが、今後も国保財政を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと考えている。現在の収支見込みでは令和9年度までは基金を維持できるものと見込んでいるが、被保険者数の減少や県納付金の増加など不確定要素も多いため、今後も引き続き収支状況のバランスを注視しながら、国県補助金の積極的な確保や被保険者への積極的な健診受診の勧奨による医療費適正化など、総合的な観点で、健全な財政運営に努めていきたいと考えている。

なお、令和8年度から子ども・子育て支援納付金分を新設したため、参考として令和7年度と令和8年度の税率の推移を記載しているので、後ほどご確認いただきたい。

報告事項アについては、以上である。

イ 令和 8 年度前橋市国民健康保険特別会計予算について

【事務局説明：小林管理係長】

報告事項、イ「令和 8 年度前橋市国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

令和 8 年度当初予算の概要について、歳入歳出総額は 321 億 8 千万円となり、前年度当初予算と比較して 11 億 8 千万円の減、率にして 3.5%の減となっている。主な要因としては、被保険者数の減少に伴い保険給付費を減額して見込んだことによるものである。なお、令和 8 年度は子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、国民健康保険税に新たな負担区分を設けている。

資料の表左側が歳入となっており、左から 3 列目の②が令和 8 年度当初予算の歳入額となる。1 国民健康保険税については 67 億 5,000 万円で、前年度と比較して 600 万円の増、率にして 0.1%の増となっている。被保険者数は減少しているが、令和 8 年度から子ども・子育て支援納付金分を新設したことにより、全体としては前年度を上回る見込みとしている。4 県支出金については 225 億 4,700 万円で、前年度と比較して 12 億 5,000 万円の減、率にして 5.3%の減となっている。主な減額要因は、歳出の保険給付費に連動する普通交付金の減少によるものである。6 繰入金については 28 億 1,500 万円で、前年度比 7,200 万円の増、率にして 2.6%の増となっている。主な増額要因は、保険基盤安定繰入金の増加によるものである。

以上を踏まえた歳入合計は 321 億 7,900 万円で、前年度比で 11 億 8,200 万円の減、率にして 3.5%の減となっている。

続いて、表の右側の歳出について、右から 3 列目の②が令和 8 年度当初予算の歳出額となる。2 保険給付費は 219 億 6,200 万円で、前年度比 11 億 8,400 万円の減、率にして 5.1%の減となっている。一人あたりの医療費は増加傾向にあるものの、被保険者数の減少による影響が大きく、全体としては減少するものと見込んでいる。3 国民健康保険事業費納付金は 92 億 2,400 万円で、前年度比 1,500 万円の減、率にして 0.2%の減となっている。主な減額要因は、県全体の保険給付費の減少によるものと考えている。なお、国の納付金算定システムに誤りがあり、前期高齢者交付金が過大に算定されていたことが判明しているが、群馬県から示された令和 8 年度納付金額に変更はなく、本市の令和 8 年度予算への影響はない。

以上を踏まえた歳出合計は、321 億 7,900 万円で、前年度比 11 億 8,200 万円の減少、率にして 3.5%の減となっている。

令和 8 年度予算は、被保険者数の減少に伴い保険給付費を減額して見込んでいるが、一人あたりの医療費は引き続き増加傾向にある。今後も収支状況や医療費の動向を注視しながら、安定した国保財政の運営に努めていく。

報告事項イについては、以上となる。

ウ 今後の税率改正等について

【事務局説明：小林管理係長】

報告事項、ウ「今後の税率改正等について」ご説明申し上げます。

今後の国保税率改正について、令和 8 年度に創設された子ども・子育て支援金制度に伴い、令和 9 年度及び令和 10 年度についても子ども・子育て支援納付金分の税率改正が必要となる見込みである。本日は、その概要と、合わせて令和 8 年 6 月に公布された健康保険法等の改正内容についてご説明する。

始めに「1 子ども・子育て支援納付金分の税率等の改正」についてである。子ども・子育て支援金制度は、児童手当の拡充など国の子育て支援策の財源の一部を医療保険制度全体で負担する仕組みとして令和 8 年度から創設された。支援金は国保税と合わせて被保険者の皆さまにご負担いただくものである。

群馬県では、令和 15 年度を目標とする税率水準の統一に先行して、子ども・子育て支援納付金分については、制度開始年の令和 8 年度から県内統一税率としている。また、支援金総額は令和 10 年度まで段

階的に増額されることから、令和9年度及び令和10年度についても税率改正が必要となる見込みである。令和8年度現行の税率等を、表に記載しているので、後ほどご覧いただきたい。

続いて、「2 健康保険法等の一部を改正する法律の主な内容」についてである。

持続可能な医療保険制度の実現や負担の公平性の確保を目的として、国民健康保険法等の一部が改正された。公布日は令和8年6月5日である。主な改正内容についてご説明する。

まず、「(1) 国保税均等割5割軽減の対象拡充」についてである。

現在、未就学児を対象としている均等割額の5割軽減について、その対象を高校生年代まで拡大し、子育て世帯の保険税負担軽減を図るものである。財源については、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担することとされており、令和9年4月1日の施行が予定されている。前橋市においても、今後予定している国保税条例改正の中で対応していく。

次に、「(2) 高額療養費制度の見直し」についてである。

高額療養費制度について、長期療養者や低所得者の経済的負担に十分配慮することが法律上明確化された。詳細については、担当係からご説明する。

【事務局説明：黒柳国保医療係長】

高額療養費制度とは、一か月に医療機関等に支払った保険適用分の医療費が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った金額を後から払い戻す制度である。自己負担限度額は、世帯や個人の所得区分に応じて定められており、長期入院や手術などで医療費が高額になった場合でも、負担が過重にならないよう一定額に抑えられる仕組みとなっている。

今回の制度見直しは、高齢化の進展や高額薬剤の開発・普及等に伴い医療費が増加する中で、制度の持続可能性の確保と長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能の強化を図るために行われたものである。主な見直し内容は、月ごとの自己負担限度額の見直しに加え、新たに年間上限額が設けられたことである。具体的には、令和8年8月から、低所得者の負担に配慮しつつ、一人当たり医療費の伸びや所得水準に応じた自己負担限度額が見直された。また、長期療養者への配慮の観点から多数回該当の自己負担限度額は維持されるとともに、新たに年単位の上限額である年間上限が設けられる。これにより、長期にわたり治療を継続されている方が将来の医療費負担の見通しを立てやすくなることが期待されている。年間上限の対象期間は、毎年8月診療分から翌年7月診療分までであり、この期間における自己負担額の累計が年間上限額を超えた場合には、その超えた額が後日、高額療養費として支給される。そのため、月ごとの自己負担額が限度額に達しない場合であっても、長期間にわたり医療費負担が続いた結果、年間上限額を超えた場合には、高額療養費の支給対象となる。

今回の見直しに伴う、本市国民健康保険加入者の高額療養費支給申請方法に変更はない。また、令和8年8月以降の自己負担限度額については、市ホームページ等でご案内しているので、後ほどご確認いただきたい。

【事務局説明：小林管理係長】

次に、「(3) 国保財政安定化基金の活用拡大」についてである。これまで都道府県が設置する財政安定化基金は、主として保険税収入の不足や保険給付費の増加などにより財源不足が生じた場合の事後対応に活用されてきたが、今回の改正により、納付金や保険税の急激な上昇を抑制する目的で事前に取り崩して活用することも可能となる。被保険者の負担軽減につながる制度改正として期待されており、令和9年4月1日の施行が予定されている。

次に、「(4) 出産に係る給付体系の見直し」についてである。出産時の経済的負担を軽減するため、新たに分娩費が保険給付として位置付けられるとともに、現在の出産育児一時金を含めた出産に係る給付制度の見直しが行われる。施行日は今後政令で定められる予定である。

最後に、「(5) OTC類似薬に係る保険給付の見直し」についてである。市販薬と同様の効果が認められる一部の医薬品について、薬剤費の一部を保険給付の対象外とする仕組みが創設される。医療保険制度の持続可能性の確保を目的とした見直しであり、こちらも今後政令により施行日が定められる予定である。

今後、令和9年度及び令和10年度に予定される税率改正や制度改正の内容については、国や県の動向

を踏まえながら適切に対応していく。

報告事項ウについては、以上となる。

【相澤議長】

ただいま、事務局から説明があった報告事項アからウについて、ご意見、ご質問等あったらご発言願う。
(質疑無し)

(2) 報告事項について

【事務局説明：小林管理係長】

第2回国保運営協議会の日程については、次第に記載のとおり、令和9年2月1日を予定している。

【相澤議長】

せっかくの機会であるため、ほかに何か意見等あったらご発言願う。

【家崎委員】

特定健診、特定保健指導について、制度開始から20年位経っているが、効果が出ていると考えるか。

【生方国民健康保険課長】

過去には受診率を上げれば良いという考え方があったが、内容の分析をしていかなくても効果が上がっていないだろうと考え方を切替えつつあり、現在データ分析しているところであるので、分析が完了したらまた報告させていただく。

【相澤議長】

生方課長の方から各種のデータを分析中とのことなので、また情報が入ったら次回にでも報告していただければと思う。

【相澤議長】

ほかに何か意見等あったらご発言願う。
(意見無し)

3 閉 会 生方国民健康保険課長

・・・以 上・・・

会議録の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

前橋市国民健康保険運営協議会

委員 小畑 輝代

前橋市国民健康保険運営協議会

委員 宮田 圭一郎